

5 収支の状況

(単位：円)

区 分		R4年度	R3年度	増 減	
収入	事業収入	利用料収入	0	0	
		管理業務収入	686,305	898,979	△ 212,674
		小 計	686,305	898,979	△ 212,674
	事業外収入	鳥取県委託料	8,976,000	8,673,000	303,000
		雑収入	65,778	38,706	27,072
		小 計	9,041,778	8,711,706	330,072
計		9,728,083	9,610,685	117,398	
支出	人 件 費	5,141,899	6,716,539	△ 1,574,640	
	管理運営費	3,263,265	2,764,086	499,179	
	事 業 費	1,322,919	130,060	1,192,859	
	計	9,728,083	9,610,685	117,398	
収 支 差 額		0	0		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考
	正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則、労働条件通知書	就業規則、労働条件通知書	
	就業規則の作成状況	有	有	
	労使協定の締結状況	有	無	
労働時間	所定労働時間	7.5時間/日	おおむね1時間～8時間/日	
	時間管理の手法	出勤簿	出勤簿	
	休暇、休日の状況	年間125日	休日：最低1日/週	
給与	給与金額	185千円/月	51千円/月	
	最低賃金との比較	適	適	
	支払い遅延等の有無	無	無	
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施		
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：	
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：	
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：	
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：否	選任状況：	

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 内 容
案内板、案内看板の設置	来園者へ分かりやすいよう、案内板、案内看板を設置した。
イベント開催等 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの随時更新及び情報誌(年4回発行)「いなつね短信」や案内リーフレット、チラシを作成して、広報した。また、地域の幼稚園・保育所に「トッキーノ館・とっとりピノキオ館だより」を送付し、利用案内を充実した。 ・地元の新聞への施設・イベント情報を掲載するとともに、情報誌やガイドマップ等へ施設情報や各種イベント案内等の掲載を積極的に行い、施設の宣伝及び情報発信の充実に取り組んだ。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染防止のため手指消毒用アルコールを玄関やホールに設置した。 ・新型コロナウイルス対策へ協力を促す掲示を行い、注意喚起に努めた。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設窓口での意見受付 ・施設で行う利用者アンケート ・「県民の声」による意見受付
------------	---

利用者からの積極的な評価

・設備が整っていて、危なくないのでとても良い。
 ・たくさんのおもちゃがあり、木製なので安心でとても良い。
 ・悪天候でも遊べるのがとてもありがたい。
 また、入館者アンケートによると、満足度は「かなり良い(69%)」、「良い(31%)」で100%の方が満足され、また、再利用については「また来る」が97%を占め、好意的な評価を受けている。

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<p>森林や木材についての様々な体験により豊かな感性や自然への親しみ、森林や環境問題に対する確かな理解を育むなど「木育」を推進している。その中でも、木製遊具や木製知育玩具との触れ合いを通じて木への親しみや木の文化への理解が深まるよう努めている。森林や木の良さ、大切さを普及啓発し、二十一世紀の森と親しむことができるイベントを開催して、施設の活用推進を図り、来園者の満足度向上に努めた。</p> <p>これらの取り組みの成果として、令和4年度は、約8,300人も来園者につながった。特に幼稚園や公民館等の団体、親子連れの来場拡大につながった。</p>

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

子育て世代の利用が増えているため、子育て世代に向けたPRを積極的に行いたい。今後は、子育て支援につながるような取組みも進めていきたい。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	展示室の清掃及びトイレ掃除、床等の部分拭き、ごみ収集・処理は計画通りに実施した。また、記名簿や手指消毒用アルコール容器、注意喚起の掲示物の設置及び検温やマスク着用の協力依頼、並びに空間除菌脱臭機の導入、室内換気、諸設備のアルコール消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するなど、適切な管理・対応がなされている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	概ね適正な利用管理がなされている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	概ね適切な対応がなされている。
〔利用者サービス〕 ○開園時間、休園日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	ホームページの更新及び情報誌や案内チラシを作成するとともに、幼稚園等にトッキーノ館だより等を送付し、利用案内を充実した。地元の新聞への施設・イベント情報を掲載し、情報誌等へ施設・イベント情報の掲載を積極的に行い、施設の宣伝及び情報発信した。また、入館者アンケートを行い、利用者意見の把握・対応に努め、満足度は「かなり良い(69%)」、「良い(31%)」で100%の方が満足され、また、再利用については「また来る」が97%を占め、高い評価を受けている。

〔収入支出の状況〕	3	概ね協定書の内容どおり実施されている。
〔職員の配置〕	3	協定書の内容どおり、常時2人以上の職員を配置し、清掃等のスタッフについても適正に配置されている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	概ね適正な管理がなされている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	概ね協定書の内容どおり実施されている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	クッキーの調達実績があった。
総 括	3	事業計画書に即し、概ね協定書の内容どおり適切な管理が行われていた。 施設設備の計画通りの清掃や新型コロナウイルス感染症対策の徹底など適切な保守管理に努めるとともに、積極的な広報、情報発信を行い、来園者数の増加や利用者アンケートにおける高い評価につながった。

- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
- ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。